

○高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について  
 て（平成16年11月18日付け16消安第6227号農林水産省消費・安全局長通知）改正新旧対照条文  
 （下線は変更部分）

改正後	改正前
<p>7 自家用家きん飼養農場  <u>防疫指針第2の5の(1)の(ア)の自家用家きん飼養農場は、当該農場で臨床症状が初めて確認された日又は検査材料を採取した日のいずれか早い日の21日前からの疫学的な状況等について、家畜防疫員が、別表1の事項を確認した結果、他の農場との間に疫学的な関連がなく、本病の病原体がまん延するおそれがないものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>8 移動制限の例外              (1) 移動制限区域内のGPセンター等の再開のための確認事項              移動制限区域外の家きんの卵及び(2)の家きんの卵を取り扱う移動制限区域内のGPセンター等の再開（防疫指針第2の5の(1)のエの(ア)）に当たっては、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況について、別表2の事項を確認の上、動物衛生課と協議する。              (2) 家きんの卵の移動の際の検査              (略)              また、この家きんの卵は、防疫指針第2の5の(1)のエの(ク)により移動制限区域外のGPセンター等へ直接搬入することができる。              (なお、当該GPセンター等についても、(1)と同様、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況について、別表2の事項を確認する。)              ア～エ (略)</p> <p>(3) 移動制限区域外の家きんを直接搬入するための確認事項              発生農場を中心とした半径5km以内の区域を除く食鳥処理場等の再</p>	<p>7. 移動制限の例外              (1) 移動制限区域内のGPセンター等の再開のための確認事項              移動制限区域外の家きんの卵及び(2)の家きんの卵を取り扱う移動制限区域内のGPセンター等の再開（防疫指針第2の5の(1)のエの(ア)）に当たっては、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況について、別表1の事項を確認の上、動物衛生課と協議する。              (2) 家きんの卵の移動の際の検査              (略)              また、この家きんの卵は、防疫指針第2の5の(1)のエの(ク)により移動制限区域外のGPセンター等へ直接搬入することができる。              (なお、当該GPセンター等についても、(1)と同様、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況について、別表1の事項を確認する。)              ア～エ (略)</p> <p>(3) 移動制限区域外の家きんを直接搬入するための確認事項              発生農場を中心とした半径5km以内の区域を除く食鳥処理場等の再</p>

開（防疫指針第2の5の（1）のエの（イ））及び移動制限区域内の食鳥処理場へ直接搬入する移動制限区域外の家きんの移動（防疫指針第2の5の（1）のエの（ウ））に当たっては、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置等の状況について、別表3の事項を確認の上、動物衛生課と協議する。

（略）

（4）家きんのひな等の移動制限区域外又は搬出制限区域外の農場へ直接搬入するための確認事項

次のアからウまでに掲げる事項についての制限の例外の適用に当たっては、それぞれ種卵又はひなの搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置等の状況について、別表4の事項を確認の上、動物衛生課と協議する。

ア～ウ（略）

（5）（略）

## 9 清浄性の確認のための検査

（1）（略）

（2）実施時期

発生状況検査：患者、疑似患者の決定した場合には、隔離等まん延防止措置を講じた後に開始する。患者となるおそれがある家畜の決定した場合には、当該農場の移動制限等のまん延防止措置及び移動制限予定区域内の農場の移動自粛を講じた場合には、同区域内の農場について開始することができる。

清浄性確認検査：最終発生に係る発生状況検査の材料の採取完了後10日以上経過し、当該検査の結果が陰性であることが確認され、かつ、防疫措置が完了した後に開始する。

（3）検査方法

開（防疫指針第2の5の（1）のエの（イ））及び移動制限区域内の食鳥処理場へ直接搬入する移動制限区域外の家きんの移動（防疫指針第2の5の（1）のエの（ウ））に当たっては、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置等の状況について、別表2の事項を確認の上、動物衛生課と協議する。

（略）

（4）家きんのひな等の移動制限区域外又は搬出制限区域外の農場へ直接搬入するための確認事項

次のアからウまでに掲げる事項についての制限の例外の適用に当たっては、それぞれ種卵又はひなの搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置等の状況について、別表3の事項を確認の上、動物衛生課と協議する。

ア～ウ（略）

（5）（略）

## 8 清浄性の確認のための検査

（1）（略）

（2）実施時期

発生状況検査：患者、疑似患者の決定した場合には、隔離等まん延防止措置を講じた後に開始する。患者となるおそれがある家畜の決定した場合には、当該農場の移動制限等のまん延防止措置及び移動制限予定区域内の農場の移動自粛を講じた場合には、同区域内の農場について開始することができる。

清浄性確認検査：最終発生に係る防疫措置の完了後おおむね10日目に降に開始する。

（3）検査方法

ア 検査対象農場等

(ア) 家さん飼養農場

すべての家さん飼養農場

(イ) 家さん以外の鳥類飼養場所

抽出検査により10km圏内全体で10戸程度を目的に、以下の条件に該当する飼養場所を、①の条件に該当するものから順に優先して抽出する。検査対象とならなかった家さん以外の鳥類飼養場所についても、聴き取り又は立入検査等により臨床症状に異常が認められないことを確認する。

① 屋外開放で飼養

② 複数の鳥種を飼養

③ 敷地内に野鳥が飛来するような水場がある

④ 周辺に野鳥が飛来するような水場がある

⑤ 飼養者から希望があった場合

イ 検体数

(ア) 家さん飼養農場

8の(2)のイに定めるところにより、採材する。

(イ) 家さん以外の鳥類飼養場所

1 飼養場所当たり5羽

ウ 検査方法

(ア) 臨床検査

8の(2)のウの(ア)に定めるところにより、検査する。

(イ) (略)

エ (略)

10 ワクチンの使用法

(1)～(3) (略)

(4) 接種後の管理

ア 移動の制限

(略)

ア 検査対象農場等

(ア) 家さん飼養農場

すべての家さん飼養農場

(イ) 愛玩鳥飼養場所

抽出検査により10km圏内全体で10戸程度を目的に、以下の条件に該当する飼養場所を、①の条件に該当するものから順に優先して抽出する。検査対象とならなかった愛玩鳥飼養場所についても、聴き取り又は立入検査等により臨床症状に異常が認められないことを確認する。

① 屋外開放で飼養

② 複数の鳥種を飼養

③ 敷地内に野鳥が飛来するような水場がある

④ 周辺に野鳥が飛来するような水場がある

⑤ 飼養者から希望があった場合

イ 検体数

(ア) 家さん飼養農場

7の(2)のイに定めるところにより、採材する。

(イ) 愛玩鳥飼養場所

1 飼養場所当たり5羽

ウ 検査方法

(ア) 臨床検査

7の(2)のウの(ア)に定めるところにより、検査する。

(イ) (略)

エ (略)

9 ワクチンの使用法

(1)～(3) (略)

(4) 接種後の管理

ア 移動の制限

(略)

ただし、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況等を勘案し、別表5の条件を満たした場合においては、例外を設けることができる。

イ (略)

(5) 接種家さんの処分等

ア 接種家さんの処分等

家畜防疫員は、接種農場に対し、(3)のイの接種期間の終了に合わせ、別表5の「肉用鶏」の欄に掲げる条件により、出荷制限期間を経過した後に、接種家さんを食鳥処理場等に早期に出荷するよう指導する。

イ (略)

## 11 疫学調査

(1) (略)

(2) 実施方法

ア 調査対象

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 発生農場から半径5 km以内の家さん以外の鳥類飼養者

(オ) (略)

イ・ウ (略)

## 12 弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合における防疫措置

(1) 防疫指針第2の9の(1)に定める農場監視プログラム(以下「本プログラム」という。)の適用に当たっては、当該農場が別表6に規定するすべての事項に該当することを確認するものとする。

(2) (略)

(3) 防疫指針第2の9の(1)のイの(ア)に定める家さん卵の移動に当たっては、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況について、別表2の事項を確認するものとする。

(4)・(5) (略)

ただし、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況等を勘案し、別表4の条件を満たした場合においては、例外を設けることができる。

イ (略)

(5) 接種家さんの処分等

ア 接種家さんの処分等

家畜防疫員は、接種農場に対し、(3)のイの接種期間の終了に合わせ、別表4の「肉用鶏」の欄に掲げる条件により、出荷制限期間を経過した後に、接種家さんを食鳥処理場等に早期に出荷するよう指導する。

イ (略)

## 10 疫学調査

(1) (略)

(2) 実施方法

ア 調査対象

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 発生農場から半径5 km以内の愛玩鳥飼養者

(オ) (略)

イ・ウ (略)

## 11 弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合における防疫措置

(1) 防疫指針第2の9の(1)に定める農場監視プログラム(以下「本プログラム」という。)の適用に当たっては、当該農場が別表5に規定するすべての事項に該当することを確認するものとする。

(2) (略)

(3) 防疫指針第2の9の(1)のイの(ア)に定める家さん卵の移動に当たっては、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況について、別表1の事項を確認するものとする。

(4)・(5) (略)

(6) 防疫指針第2の9の(2)に定める関連農場は、別表7に示す事項を調査・確認の上、特定すること。

(7) (略)

13 家さん以外の鳥類で強毒タイプの高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合における防疫措置

家さん以外の鳥類(飼養されていないものを含む。)で防疫指針第2の1の(4)のアの(ア)のウイルスの感染が確認された場合における防疫措置は、以下のとおり行うこととする。

(1)・(2) (略)

14 家畜保健衛生所で行うモニタリング

防疫指針第3の3の家畜保健衛生所が行うモニタリングは、以下のとおりとする。

(1) 対象

ア 家さん飼養農場に関するモニタリング

(ア) 検査対象

① 農場抽出 家畜保健衛生所1か所ごとに3農場

② 農場内抽出 1農場当たり10羽

(イ)～(エ) (略)

イ (略)

(2)・(3) (略)

(別記様式1)～(別記様式3) (略)

(別紙1～3) (略)

(別表1)

自家用家さん飼養農場の確認事項

(6) 防疫指針第2の9の(2)に定める関連農場は、別表6に示す事項を調査・確認の上、特定すること。

(7) (略)

12 家さん以外の鳥類で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合における防疫措置

家さん以外の鳥類で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合における防疫措置は、以下のとおり行うこととする。

(1)・(2) (略)

13 家畜保健衛生所で行うモニタリング

防疫指針第3の3の家畜保健衛生所が行うモニタリングは、以下のとおりとする。

(1) 対象

ア 家さん飼養農場に関するモニタリング

(ア) 検査対象

① 農場抽出 家畜保健衛生所1か所ごとに1農場

② 農場内抽出 1農場当たり10羽

(イ)～(エ) (略)

イ (略)

(2)・(3) (略)

(別記様式1)～(別記様式3) (略)

(別紙1～3) (略)

(新設)

調査項目	チェック項目	備考
1 当該農場	<p>①飼養者が特定されていること。</p> <p>②飼養者以外で飼養する家きんに接触し、又は発生場所に入りし、感染を拡大させるおそれがある者及び当該農場の敷地内に居住する者（以下「関係者」という。）が特定されていること。</p> <p>③家きんを飼養する区域（飼料、糞等の保管場所を含む。）が特定されていること。</p> <p>④飼養する家きんの逃走がないこと。</p> <p>⑤食鳥処理場、ふ卵場若しくは展示場等の家きん若しくは家きんの卵が集合する場所（以下「集合場所」という。）又は他の家きん農場に隣接していないこと。</p> <p>⑥家きん以外に飼養する動物がいる場合は、当該農場からの移動又は逃走がないこと（移動がある場合は、移動経路、日時、移動先の場所等が特定され、感染を拡大させるおそれがない方法で行われていること。）</p>	<p><input type="checkbox"/>現場確認</p> <p><input type="checkbox"/>現場確認</p> <p><input type="checkbox"/>現場確認</p> <p><input type="checkbox"/>現場確認</p> <p><input type="checkbox"/>現場確認</p> <p><input type="checkbox"/>現場確認</p>
2 他の家きん農場等への立入り	<p>⑦法12条の3で定める飼養衛生管理基準が遵守されていること（鶏以外の家きんについては、飼養衛生管理基準に準じた飼養衛生管理が実施されていること。）</p> <p>①飼養者が他の家きん農場や集合場所に立ち入っていないこと。</p> <p>②関係者が他の家きん農場や集合場所に立ち入っていないこと。</p>	<p><input type="checkbox"/>現場確認</p> <p><input type="checkbox"/>現場確認</p> <p><input type="checkbox"/>現場確認</p>

3 他の家さん 農場等から の出入り	① 他の家さん農場の飼養者又は他の家さん農場の敷地内に居住する者の当該農場への出入りがないこと。 ② 他の家さん農場との間に同一の獣医師、飼料関係者等の出入りがないこと。	<input type="checkbox"/> 現場確認
4 家さん及び 家さんの卵	① 当該農場で生産された家さん又は家さんの卵が、感染を拡大させるおそれがない方法で、自家用に供されること（当該農場から移動がある場合は、移動経路、日時、場所等が特定され、感染を拡大させるおそれがない方法で行われていること。）。 ② 集合場所との間に家さん又は家さんの卵の移動がないこと。 ③ 他の農場との間に家さん又は家さんの卵の移動がないこと。	<input type="checkbox"/> 現場確認
5 飼料・飼養 管理関係器 材・車両等	① 飼料、飼養管理関係器材等の導入元が特定されていること。 ② 他の農場との間に飼料、飼養管理関係器材等の移動がないこと。 ③ 他の農場と当該農場の間に同一の飼料運搬車等の車両の移動がないこと。	<input type="checkbox"/> 現場確認
6 死体や排泄 物等の処理	① 家さんの死体が、埋却又は焼却により処理されており、当該死体を介して感染を拡大するおそれがないこと（埋却又は焼却に当たって、当該死体の移動を要する場合は、移動経路、日時、移動先の場所等が特定され、感染を拡大させるおそれがない方法で	<input type="checkbox"/> 現場確認

	行われていること。)	<input type="checkbox"/> 現場確認
	②排せつ物、羽毛、敷料等が、発酵、焼却又は埋却により処理され、当該排せつ物等を介して感染を拡大するおそれがないこと（発酵、焼却、又は埋却に当たって、当該排せつ物等の移動を要する場合は、移動経路、日時、移動先の場所等が特定され、感染を拡大させるおそれがない方法で行われていること。)	<input type="checkbox"/> 現場確認
	③他の農場の飼養者等が出入りする場所で死体、排せつ物等の処理を行っていないこと。	<input type="checkbox"/> 現場確認
7 排水の処理	当該農場の未処理の排水が河川等（下水を除く。）に放流されていないこと。	<input type="checkbox"/> 現場確認
8 その他	その他家畜防疫員が必要と認める事項を満たしていること。	<input type="checkbox"/> 現場確認

(別表 2) (略)

(別表 3) (略)

(別表 4)

ふ、卵場の再開及びひひなの移動に当たっての確認事項

確認事項	備考
1～12 (略)	(略)
13 ひなの移動に当たっては、8の(5)に定めるひいな出荷監視検査ですべて陰性を確認すること。	<input type="checkbox"/> 現場確認
14～17 (略)	(略)

(別表 1) (略)

(別表 2) (略)

(別表 3)

ふ、卵場の再開及びひひなの移動に当たっての確認事項

確認事項	備考
1～12 (略)	(略)
13 ひなの移動に当たっては、7の(5)に定めるひいな出荷監視検査ですべて陰性を確認すること。	<input type="checkbox"/> 現場確認
14～17 (略)	(略)



※「備考」は、確認事項の実施・遵守状況を確認する方法。

(別表 5)

接種農場から搬出し、又は接種農場に搬入する家さん、  
その生産物等の移動の制限の例外条件について

移動の制限	接種区域外から区域 内への移動の制限 の例外	接種区域内での移動 の制限の例外	接種区域内から区域外 への移動の制限の例外
発育卵	(略)	①出荷元農場が、 <u>10</u> の(4)のイのモニタリングにより、異常がないことが確認されていること。 ②・③ (略)	①出荷元農場が、 <u>10</u> の(4)のイのモニタリングにより、異常がないことが確認されていること。 ②・③ (略)
初生ひな	出荷元農場が接種農場である場合、 <u>10</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。	① (略) ②出荷元農場が、 <u>10</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されているか、接種農場として <u>10</u> の(3)から(5)までの措置が講じられる農場であること。	① (略) ②出荷元農場が、 <u>10</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されているか、接種農場として <u>10</u> の(3)から(5)までの措置が講じられる農場であること。
採卵鶏	出荷元農場が接種農場である場合、 <u>10</u> の(4)のイの	①出荷元農場が、 <u>10</u> の(4)のイの	①出荷元農場が、 <u>10</u> の(4)のイの

※「備考」は、確認事項の実施・遵守状況を確認する方法。

(別表 4)

接種農場から搬出し、又は接種農場に搬入する家さん、  
その生産物等の移動の制限の例外条件について

移動の制限	接種区域外から区域 内への移動の制限 の例外	接種区域内での移動 の制限の例外	接種区域内から区域外 への移動の制限の例外
発育卵	(略)	①出荷元農場が、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより、異常がないことが確認されていること。 ②・③ (略)	①出荷元農場が、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより、異常がないことが確認されていること。 ②・③ (略)
初生ひな	出荷元農場が接種農場である場合、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。	① (略) ②出荷元農場が、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されているか、接種農場として <u>9</u> の(3)から(5)までの措置が講じられる農場であること。	① (略) ②出荷元農場が、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されているか、接種農場として <u>9</u> の(3)から(5)までの措置が講じられる農場であること。
採卵鶏	出荷元農場が接種農場である場合、 <u>9</u> の(4)のイの	①出荷元農場が、 <u>9</u> の(4)のイの	①出荷元農場が、 <u>9</u> の(4)のイの

<p>イのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。</p>	<p>り、異常がないことが確認されていること。          ②出荷先農場が、<u>10</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていることか、接種農場として<u>10</u>の(3)から(5)の措置が講じられる農場であること。          ※出荷先が食鳥処理場等である場合には、下記の「肉用鶏」の欄の条件に同じ。</p>	<p>①出荷元農場が、<u>10</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。          ②～⑤ (略)</p>	<p>肉用鶏</p>	<p>出荷先農場が接種農場である場合、<u>10</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。</p>	<p>①出荷元農場が、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。          ②～⑤ (略)</p>
<p>出荷先農場が接種農場である場合、<u>10</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。</p>	<p>①出荷元農場が、<u>10</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。          ②～⑤ (略)</p>	<p>①出荷元農場が、<u>10</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。          ②～⑤ (略)</p>	<p>肉用鶏</p>	<p>出荷先農場が接種農場である場合、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。</p>	<p>①出荷元農場が、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。          ②～⑤ (略)</p>
<p>イのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。</p>	<p>り、異常がないことが確認されていること。          ②出荷先農場が、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていることか、接種農場として<u>9</u>の(3)から(5)の措置が講じられる農場であること。          ※出荷先が食鳥処理場等である場合には、下記の「肉用鶏」の欄の条件に同じ。</p>	<p>①出荷元農場が、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。          ②～⑤ (略)</p>	<p>肉用鶏</p>	<p>出荷先農場が接種農場である場合、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。</p>	<p>①出荷元農場が、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。          ②～⑤ (略)</p>
<p>出荷先農場が接種農場である場合、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。</p>	<p>①出荷元農場が、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。          ②～⑤ (略)</p>	<p>①出荷元農場が、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。          ②～⑤ (略)</p>	<p>食用卵</p>	<p>出荷先農場が接種農場である場合、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。</p>	<p>①出荷元農場が、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。          ②～⑤ (略)</p>
<p>イのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。</p>	<p>り、異常がないことが確認されていること。          ②出荷先農場が、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていることか、接種農場として<u>9</u>の(3)から(5)の措置が講じられる農場であること。          ※出荷先が食鳥処理場等である場合には、下記の「肉用鶏」の欄の条件に同じ。</p>	<p>①出荷元農場が、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。          ②～⑤ (略)</p>	<p>食用卵</p>	<p>出荷先農場が接種農場である場合、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。</p>	<p>①出荷元農場が、<u>9</u>の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。          ②～⑤ (略)</p>

②・③ (略)	②・③ (略)
(別表 5) (略)	(別表 6) (略)
(別表 6) (略)	(別表 7) (略)
(別表 7) (略)	(別表 8) (略)